

障害者グループホーム支援事業（都加算）の変更に関わる意見

2018年3月10日

きょうされん東京支部 常任役員会

1月31日に東京都より、障害者グループホーム都加算制度を見直すという方向が示された。その変更内容は、主に国加算の実報酬化、障害支援区分毎の単価の見直し、職員配置に応じた単価設定、利用者不在時の単価の設定、精神科医療連携体制加算の新設となっている。これについて以下のように意見を述べる。

まず、東京都における障害者グループホーム都加算制度が果たしてきた役割と経過についてふれる。東京都では、国のグループホーム制度ができる以前に「生活寮制度」「重度生活寮制度」を創設し、障害者の地域生活の促進にあたって先駆的な取り組みを進めてきた。その後、障害者自立支援法におけるグループホーム、ケアホームの制度化にあたっては、これまでの水準を維持できるようグループホームへの都加算制度が導入され、都基準額による実質月額性という安定的な運営が担保された。このように都加算制度はグループホームの設置促進、障害者の地域生活促進に大きな役割を果たしてきた。

一方、国の報酬においては、日割報酬により、不安定かつ、報酬水準も十分とは言えない。基本報酬で一定水準の事業が営めるべきであるのに対して、2018年度からは基本報酬は引き下げられ、事業者が努力して加算を取るということが前提化されてきている。これでは、事業者の努力は、「障害者の願いに応えること」ではなく、国が示す「加算を獲得すること」に向かってしまう。

このような国制度の負の影響を補完してきた都加算制度だが、見直しにより懸念される影響も含め意見を表す。まず、実質月額性を見直したことについて、結論から言えば、障害者が自らの暮らしを描く、その選択の幅が狭められることを懸念する。今回の見直しの背景には、「土日利用に对应してもらえない」という利用者からの苦情があるとのことだが、受け入れないなら減額するということで解決するのだろうか。障害者の地域でのくらしの選択が入所施設のように入所か在宅かといった二者択一では不十分である。グループホームで暮らしながら時々実家に帰る。これが地域の中で自分らしくデザインした暮らしのスタイルであって良い。一方、事業者は利用者が1名でもいれば職員を配置する必要があり、ただでさえ運営に余裕が無い中では、空きを減らそうとする力が働くことはやむを得ない。

次に障害支援区分毎の単価の見直し及び職員配置に応じた単価の創設についてである。職員配置4:1の区分4~6以外はすべて単価が引下げられ、かつ、引上げ幅をはるかに超える引下げとなっている。重度障害者への手厚い支援策を講じるというのであれば、増額の幅は甚だ不十分である。

最後に今回の見直しが実際にどのような影響を与えるのかについてふれる。90%以上の利用や新たな加算の獲得が無ければ、多くのグループホームが減収となる。当会の試算調査では、平均して年額で200万円を超える減額となった。特に区分5、6の利用者の割合が高いグループホームでは、利用率が低くなる傾向があり、利用がない分の減額の影響が大きくなっていた。このような状況が続けば、設置促進も鈍り、東京都における障害者の地域生活促進は停滞しかねない。軽度の人もグループホームで自信をつけ、ステップアップをめざせる、常時支援が必要な最重度の障害のある人も安心して利用できる等、先駆的な加算制度とする積極的な見直しをすべきである。2018年4月からの報酬改定により様々な事業所が影響を受ける。特に就労系事業は減額となる割合が高いことが予想される。多くの法人は複数事業を営んでおり、報酬改定の影響と10月からの都加算の影響を2段階で受けることになる。従って、2018年度からの見直しは到底、受け入れられない。